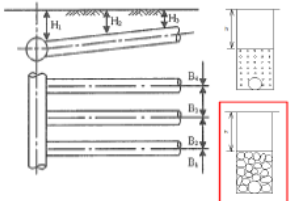
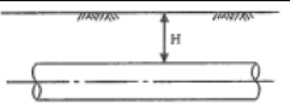
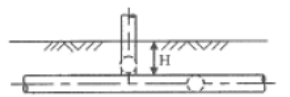
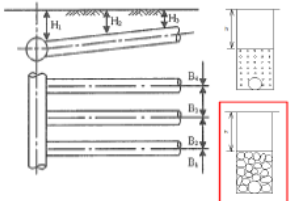
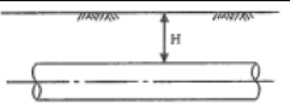
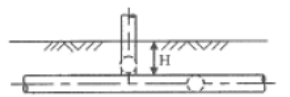
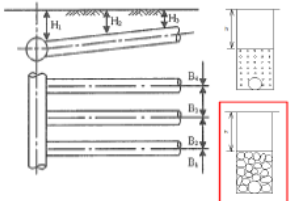
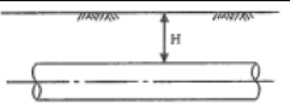
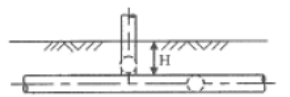


宮城県農業土木工事施工管理基準 新 旧 対 照 表 (令和7年10月)

< 改定後（令和7年10月） >					< 現行（令和6年10月） >		< 改定理由 >																																																																					
宮城県農業土木工事施工管理基準																																																																												
第1項 〔略〕																																																																												
第2項 直接測定による出来形管理																																																																												
1 共通工事 ～ 3 ほ場整備工事 〔略〕																																																																												
4 暗渠排水工事																																																																												
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">工 種</th><th rowspan="2">項 目</th><th rowspan="2">管理基準値 (mm)</th><th rowspan="2">(参考) 規格値 (mm)</th><th rowspan="2">測定基準</th><th colspan="3">管 理 方 式</th><th rowspan="2">測 定 箇 所 標 準 図</th><th rowspan="2">摘 要</th></tr><tr><th>管理図表によるもの (様式2-1、2-2)</th><th>結果一覧表によるもの (様式3-1)</th><th>構造図に朱記、併記するもの</th></tr><tr><td rowspan="6">4 暗渠排水工事</td><td rowspan="5">吸水渠</td><td>布設深 (H)</td><td>⊕ 100 ⊖ 50</td><td>⊖ 75</td><td rowspan="5">上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね50m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。</td><td rowspan="5">布設深、間隔で20点以上のもの</td><td rowspan="5">左記のもので20点未満のもの及び施工延長</td><td rowspan="5">—</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td></tr><tr><td>間 隔 (B)</td><td>⊕ 500</td><td>⊕ 750</td></tr><tr><td>施工延長</td><td></td><td>⊖ 0.2% ただし延長500m以下 ⊖ 1,000</td></tr><tr><td>もみがら深(h) 砕石深 (h)</td><td>⊖ 100 ⊕ 30</td><td>⊕ 45</td><td>埋戻後:1筆1箇所程度測定する。</td></tr><tr><td>もみがら袋検収</td><td>—</td><td>—</td><td>20ha毎に1回程度かつ2回以上確認する。(無転圧状態)</td></tr><tr><td rowspan="3">集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)</td><td>布設深 (H)</td><td>⊕100 ⊖ 50</td><td>⊖ 75</td><td rowspan="3">集水渠:吸水渠の接点毎に測定する。 導水渠:施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。</td><td rowspan="3">布設深で20点以上のもの</td><td rowspan="3">左記のもので20点未満のもの及び施工延長</td><td rowspan="3">—</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>施工延長</td><td></td><td>⊖ 0.2% ただし延長500m以下 ⊖ 1,000</td></tr><tr><td>水閘</td><td>箇所数 (n)</td><td>—</td><td>—</td><td>全箇所測定する。</td></tr><tr><td>5 畑地かんがい施設工事</td><td>スプリンクラー</td><td>埋設深 (H)</td><td>⊕ 65 ⊖ 35</td><td>⊖ 50</td><td>構造図の寸法標示箇所を測定する。</td><td>埋設深で20点以上のもの</td><td>左記のもので20点未満のもの</td><td>—</td><td></td><td></td></tr></table>									工 種		項 目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	4 暗渠排水工事	吸水渠	布設深 (H)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね50m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。	布設深、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—			間 隔 (B)	⊕ 500	⊕ 750	施工延長		⊖ 0.2% ただし延長500m以下 ⊖ 1,000	もみがら深(h) 砕石深 (h)	⊖ 100 ⊕ 30	⊕ 45	埋戻後:1筆1箇所程度測定する。	もみがら袋検収	—	—	20ha毎に1回程度かつ2回以上確認する。(無転圧状態)	集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	布設深 (H)	⊕100 ⊖ 50	⊖ 75	集水渠:吸水渠の接点毎に測定する。 導水渠:施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	布設深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—			施工延長		⊖ 0.2% ただし延長500m以下 ⊖ 1,000	水閘	箇所数 (n)	—	—	全箇所測定する。	5 畑地かんがい施設工事	スプリンクラー	埋設深 (H)	⊕ 65 ⊖ 35	⊖ 50	構造図の寸法標示箇所を測定する。	埋設深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
工 種		項 目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式									測 定 箇 所 標 準 図	摘 要																																																												
						管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの																																																																				
4 暗渠排水工事	吸水渠	布設深 (H)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね50m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。	布設深、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—																																																																				
		間 隔 (B)	⊕ 500	⊕ 750																																																																								
		施工延長		⊖ 0.2% ただし延長500m以下 ⊖ 1,000																																																																								
		もみがら深(h) 砕石深 (h)	⊖ 100 ⊕ 30	⊕ 45							埋戻後:1筆1箇所程度測定する。																																																																	
		もみがら袋検収	—	—							20ha毎に1回程度かつ2回以上確認する。(無転圧状態)																																																																	
	集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	布設深 (H)	⊕100 ⊖ 50	⊖ 75	集水渠:吸水渠の接点毎に測定する。 導水渠:施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	布設深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—																																																																				
施工延長			⊖ 0.2% ただし延長500m以下 ⊖ 1,000																																																																									
水閘		箇所数 (n)	—	—							全箇所測定する。																																																																	
5 畑地かんがい施設工事	スプリンクラー	埋設深 (H)	⊕ 65 ⊖ 35	⊖ 50	構造図の寸法標示箇所を測定する。	埋設深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—																																																																				
【県】 高収益エリア等で疎水材を砕石とした場合の管理値が無いための追加するもの。																																																																												

宮城県農業土木工事施工管理基準 新 旧 対 照 表 (令和 7 年 1 0 月)

5 畑地かんがい施設工事 ～ 14 ため池工事 [略]		
第3項 ～ 第5項 [略]		